

陳述書(個人用)		
陳述書作成日	年 月 日 売却区分番号	
【注意事項】 1. 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 2. 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。(国税徴収法第189条)		
陳述	※内容を確認し、□にチェックを入れてください。	
	<input type="checkbox"/> 私は暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 私は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等する者ではありません。	
	※該当する場合は、□にチェックを入れてください。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
入札者等	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	年 月 日
	電話番号	

【その他】

- 本用紙は、入札者等が個人の場合に使用する陳述書です。
- 陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、事前(入札前)に提出してください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者等ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者等が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 記載に不備がある場合は、入札等が無効となる場合があります。